



環 管 - 1239
平成27年12月22日

地域エネルギー開発株式会社
代表取締役 大谷 明 様

秋田県知事 佐竹 敬久



由利大内ウィンドファーム風力発電事業計画段階環境配慮書
に対する意見について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、
次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 今後の事業計画の検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査・予測し、その結果を総合的に評価して事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に反映すること。
- (2) 方法書においては、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」を可能な限り明確にするとともに、環境配慮事項の検討経緯を記載すること。

2 個別的事項

- (1) 騒音及び超低周波音、風車の影
事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在することから、風力発電機と住居等との距離を適切に確保するなど、事業実施による影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (2) 植物
風力発電機の配置の検討に当たっては、工事用道路も含め、自然改変を可能な限り小さくするなど、植生等に影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。
- (3) その他
事業の実施に伴う地下水への影響について、事業特性や地域特性を踏まえて検討すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課
環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601
FAX 018-860-3881